

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	神山町

神山町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 神山町役場 産業観光課 鳥獣対策室
所在地 徳島県名西郡神山町神領字本野間100
電話番号 088-676-1118
FAX番号 088-676-1100
メールアドレス sangyoukanko@town.kamiyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	徳島県 名西郡神山町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
サル	果実・野菜全般	被害金額 2,640,320 円
		被害面積 37 a
イノシシ	芋類・水稻・栗・梅園	被害金額 406,897 円
		被害面積 17 a
シカ	杉・桧・スダチ 野菜全般	被害金額 2,051,750 円
		被害面積 23 a
カラス	果実・野菜全般	被害金額 16,380 円
		被害面積 0.5 a
カワウ・サギ類	鮎・アマゴ	被害金額 300,000 円
タヌキ	野菜全般	被害金額 53,000 円
ハクビシン	野菜全般・果実	被害金額 —
アライグマ	野菜全般	被害金額 —
アナグマ	野菜全般・果実	被害金額 —
合 計		被害金額 5,468,347 円 被害面積 77.5 a

(2) 被害の傾向

<p>・サル</p> <p>ニホンザルによる被害は、果樹、野菜に対する食害が多く見受けられる。長年の対策により被害が減少した地域もあるが、それらの地域においても生息の痕跡が見られるため、予断を許さない状況となっている。</p> <p>・イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は、防護柵の設置、狩猟及び有害捕獲、豚熱発生の疑い等により生息数は減少している見込みではあるが、1～4月のタケノコ、7～10月にかけて水稻、また芋、梅園などの掘り起こしが発生している。</p>

- ・シカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生し果樹の葉食、枝折り、植木の皮剥が発生している。被害地域は全地域で見受けられ、まだ多くの被害が発生している。

- ・カラス

カラスによる被害は、必要に応じて2基の大型捕獲檻により捕獲に努めているため、被害報告は少ないが、野菜、柑橘類の食害が発生している。都市部に近い町の東部では現在もかなりの生息数が確認できる。

- ・カワウ・サギ類

カワウ・サギ類による魚類（アユ、アマゴ）への被害は、漁協による対策や予察捕獲により減少していたが、年によっては多くの飛来が見受けられ被害が発生している。

- ・タヌキ

野菜などの食害が年間を通して全地域で発生しているが、減少傾向と思われる。

- ・ハクビシン

野菜、柑橘類などの食害が年間を通して全地域で発生している。

- ・アライグマ

まだ農作物被害などの報告は受けていないが、過去に佐那河内村及び佐那河内村と隣接する神山町鬼籠野地区においてアライグマの足跡の発見、目撃情報が寄せられている。

- ・アナグマ

野菜、柑橘類などの食害が年間を通じて全地域で発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	264万 37a	211万円 29a
イノシシ	41万円 17a	32万円 13a
シカ	206万円 23a	164万円 18a
カラス	2万円 1a	1万円 1a
カワウ・サギ類	30万円	24万円
タヌキ	6万円	4万円
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲（報奨金の支払い）共同捕獲の実施、各種捕獲檻の設置 狩猟免許取得に伴う補助 ワナ猟技能講習会の実施	狩猟人口の減少・高齢化の影響により捕獲実施者の確保が問題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	各種補助事業を活用した防護柵の設置。農地周辺の雑木の伐採による緩衝地帯の設置。サル出没時の住民への周知、追い払い。	防護柵の設置には地形による制約があるため、設置方法が限定される。

(5) 今後の取組方針

神山町は隣接する佐那河内村と広域協議会を組織して鳥獣被害対策を実施してきたが、地域に密着した鳥獣害対策を実施するために、令和7年度に神山町産業観光課内に鳥獣対策室を設置した。鳥獣対策室には鳥獣対策専従の職員を配置したことにより、迅速な対応が可能となり、令和6年度の被害額541万円、被害面積78aからの被害軽減目標を20%減とする被害防止計画を作成した。

計画目標を達成するために、鳥獣対策室が主体となり鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲班員による野性鳥獣捕獲に努め、モンキードッグや地元住民による追い払い、防護施設の設置、適正な対策を行うための講習会などを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

神山町猟友会会員で構成する有害鳥獣捕獲班で組織する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	県及び近隣市町村と連携し、捕獲者の安全に配慮した捕獲の推進や講習会を開催し、捕獲率の向上に努める。また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
R9年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	県及び近隣市町村と連携し、捕獲者の安全に配慮した捕獲の推進や講習会を開催し、捕獲率の向上に努める。また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。
R10年度	イノシシ、サル、シカ、カワウ、サギ類、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ	県及び近隣市町村と連携し、捕獲者の安全に配慮した捕獲の推進や講習会を開催し、捕獲率の向上に努める。また新たな担い手の育成に向けた狩猟免許取得の支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去5年間の捕獲実績と現状を考慮し計画数を策定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R8年度	R9年度	R10年度
サル	40	40	40
イノシシ	130	130	130
シカ	540	540	540
カラス	10	10	10
カワウ	100	100	100
サギ類	—	—	—
タヌキ	30	30	30
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	—	—	—
アナグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容
銃器、捕獲檻を用いて4月1日から翌年3月31日（狩猟期間を除く）の間、イノシシ、サル、シカ、カラス、カワウ、タヌキ、ハクビシン、アナグマの予察捕獲を行う。 特定外来生物に指定されているアライグマについては目撃情報があるため捕獲檻を活用し調査を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ・サル・タヌキ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ	防護柵 1,000m	防護柵 1,000m	防護柵 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル シカ カワウ・サギ類	発信機設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。	発信機設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。	発信機設置による群れの把握、住民への周知、打上花火などによる追い払い。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

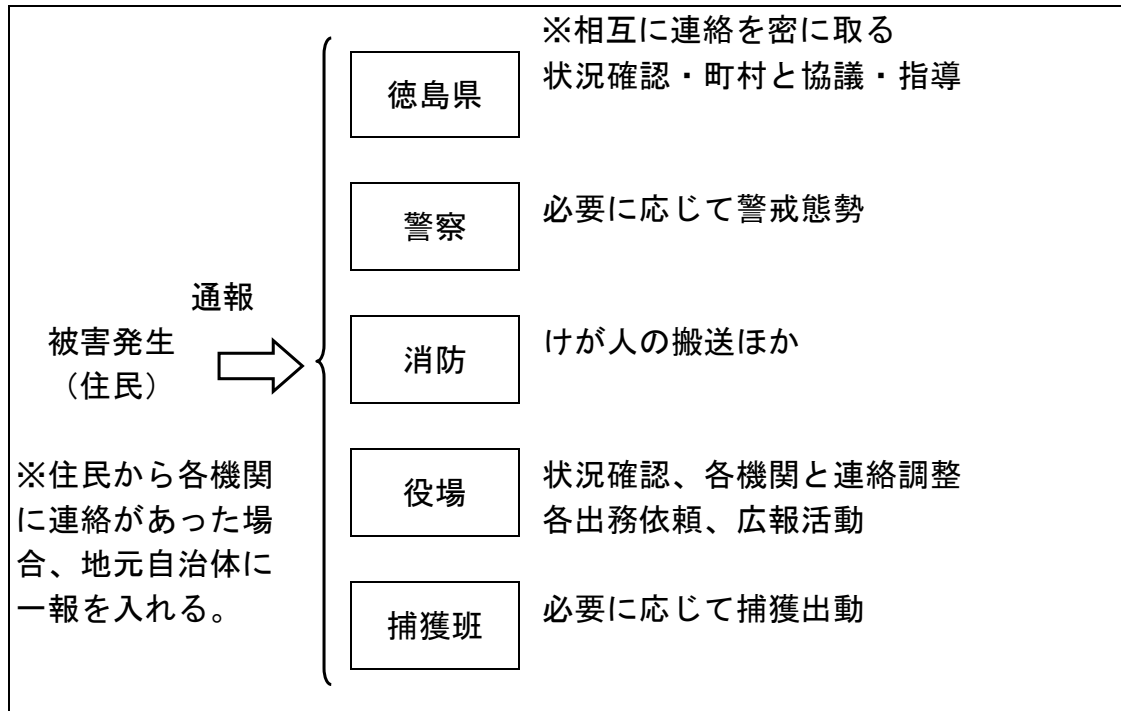
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	シカ イノシシ	ワナ猟技能講習会を実施し、狩猟に関する知識の獲得、猟具の適切な取り扱い方法を学ぶ。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神山町	状況確認・関係機関と調整・広報活動
神山地区猟友会	捕獲活動
徳島名西警察署	警戒活動
消防署	けが人の搬送
徳島県	状況確認・町村と協議・指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処理及び民間処理施設での焼却。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定なし
ペットフード	利用予定なし
皮革	利用予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	神山町有害鳥獣捕獲等対策協議会
構成機関の名称	役割
神山町長	会長：協議会運営の総括
神山町役場産業観光課鳥獣対策室	協議会事務局：会計・事業執行
神山地区猟友会会長	委員：捕獲・駆除の実施
徳島県農協神山営農経済センター長	委員：被害情報提供・対策実施
徳島中央森林組合専務理事	委員：被害情報提供・対策実施
鮎喰川漁業協同組合代表理事組合長	委員：被害情報提供・対策実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神山町有害鳥獣捕獲等対策協議会	有害捕獲等の計画を協議する

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

神山町職員（首長が任命した職員）で鳥獣被害対策実施隊を結成し捕獲や防護柵の設置のほか、町村内の被害対策への取り組みを推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、徳島県及び近隣市町村と連携し、情報交換及び、現地研修会を開催する。